



条例の主な内容

基準を満たさないディーゼル車は、一都三県の地域で運行が禁止されています。

一都三県の条例	
対象地域	各都県の全域 ※東京都は島しょ地域を除く全域
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
罰則等	運行禁止命令、 上記に従わない場合は50万円以下の罰金

条例のPM排出基準を満たさないディーゼル車

自動車検査証の「型式欄」に次の記号がある車両

自動車検査証			
自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	更新登録
千葉	100 お 5954	平成 12年 10月 31日	平成 12年 10月
車名	チバ		
車台番号	FE447F580139		
型式	KC-FE447F		
原動機の形式	4D33		

	一段階目の基準	二段階目の基準
千葉県・ 神奈川県の 条例の基準	<ul style="list-style-type: none"> 記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両 K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC- 	
埼玉県・ 東京都の 条例の基準	<ul style="list-style-type: none"> 記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両 K-、N-、P-、S-、U-、W-、KA-、KB-、KC- 	<ul style="list-style-type: none"> KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM- ※上記の型式であっても、規制に適合している車両もあります

規制への対応

より低公害な車への買い替え

天然ガス車、LPG車、ハイブリッド車、ガソリン車、電気自動車、規制に適合したディーゼル車等

PM減少装置の装着

基準を満たさないディーゼル車であっても、九都県市が指定する粒子状物質減少装置を装着してあれば、一都三県内を走行することができます。

PM減少装置の装着証明書は、車検証等と車内に保管してください。

九都県市指定PM減少装置ステッカー



装着車両の側面などに表示します。

指定装置は、ホームページ(<http://www.9taiki.jp/>)で公開している「指定装置の一覧」で確認できます。

ご注意!

- ディーゼル乗用車は、条例の規制対象外ですが、自動車NOx・PM法の対象となります。
- 九都県市指定PM減少装置を装着しても、自動車NOx・PM法の規制を受け、法に基づく対策地域内での登録ができない場合があります。
- 貨物の運送等を委託する荷主も、受託者にPM排出基準を満たした自動車の使用を契約の条件とする等の措置を講ずる義務があります。
- 各条例の詳細については、各都県にお問い合わせください。

